

1. 大綱の概要

1. 適用期限について、スイッチOTC医薬品は撤廃し、それ以外の医薬品は5年延長する。
2. 対象となる医薬品について、次のとおり見直しを行う。

【追加】消化器官用薬、生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬、OTC検査薬、薬局製造販売医薬品

【除外】痩身又は美容を目的として使用される可能性のある医薬品

2. 制度の内容

○対象となる医薬品の購入合計額が年間1万2千円を超える場合、その超える部分の金額を、その年分の総所得金額等から控除する（上限8万8千円）。

【適用期限と対象範囲】

※下線部が変更箇所（令和9年以降の所得から適用）

恒久化	スイッチOTC医薬品 ※強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬は除外
5年間	非スイッチOTC医薬品の内、以下の効能又は効果をもつもの ・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬（<u>生薬のみからなるものを含む</u>）、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、<u>消化器官用薬</u> ※<u>痩身又は美容を目的として使用される可能性のある医薬品は除外</u>
	<u>OTC検査薬（新型コロナ検査薬、新型コロナ・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬）</u>
	<u>薬局製造販売医薬品（税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの）</u>